

第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 1 月 1 7 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・ 7 野田 清太・ 14 池山 允敏・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也・ 17 西森 偉統・ 18 結城 晋三・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・ 24 岡田 勇樹

以上 1 0 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議 事 録 署 名 者 6 田口 慶則・ 7 野田 清太

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書
の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第1回第2農地部会を開会いたします。
本日は全員出席で出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
6番 田口 慶則委員、7番 野田 清太委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。
それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから6ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から16で、件数は16件、合計面積は86,508.52㎡で、その内訳は田が84,723.52㎡、畑が1,785㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 7ページから16ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から14で、件数は14件、合計面積は71,101.98㎡で、その内訳は田が48,160.46㎡、畑が21,288.91㎡、その他が1,652.61㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 17ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1 駐車場用地
以上、件数は1件、合計面積は157㎡で、すべて畑でございます。
- 18ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1 駐車場用地
以上、件数は1件、合計面積は157㎡で、すべて畑でございます。
報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、19ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西八丁山____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 16㎡ 外1筆、合計面積 51㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号2、地区 久居、申請地 久居小野辺町東浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 479㎡、受人 ____、面積 22,938㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 稲葉町下鴻野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 455㎡ 外3筆、合計面積 1,848㎡、受人 ____、面積 183,780㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号4、地区 栗葉、申請地 稲葉町上鴻野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 308㎡ 外1筆、合計面積 552㎡の内506㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 榊原、申請地 榊原町別所____、登記地目・現況地目とも畑、面積 52㎡ 外1筆、合計面積 568㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号6、地区 大井、申請地 一志町井生高畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 799㎡、受人 ____、面積 6,856㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

20ページをお願いいたします。

番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬大世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 5,50㎡、受人 ____、面積 643㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号8、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬市場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 322㎡ 外1筆、合計面積 330.47㎡、受人 ____、面積 2,281㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号9、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬国束____、登記地目・現況地目とも畑、面積 552㎡ 外2筆、合計面積 962㎡、受人 ____、面積 4,313㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号10、地区 大三、申請地 白山町二本木柏原____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 126㎡ 外2筆、合計面積 4, 108㎡の内3, 946㎡、受人 ____、面積 9, 767㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号11、地区 倭、申請地 白山町垣内西上山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 168㎡ 外8筆、合計面積 4, 503㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

21ページをお願いいたします。

番号12、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生池ノ平____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 231㎡、受人 ____、面積 3, 380㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

以上、件数は12件、合計面積は15, 228.97㎡で、その内訳は田が7, 375㎡、畑が7, 802.97㎡、その他が51㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、今回の農地法第3条の規定による許可申請のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号3についてです。____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件につきまして、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員

6番田口です。9日に事務局と見て参りましたが、事務局の説明通り何の問題も無いと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました件について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、この件については許可することに決定したいと思います。 入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 1 番、2 番、お願いします。
田口委員	9 日に地元推進委員と諸戸部会長、野田委員、中野委員、事務局と見て参りました。1 番、2 番とも事務局の説明通り何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	4 番、5 番、お願いします。
野田委員	7 番野田です。9 日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員 4 名、事務局と見て参りました。 4 番は問題ないと思います。 5 番は事務局の説明通り問題は無いと思います。
議 長	6 番、7, 8, 9 番お願いします。
宮本委員	1 5 番宮本です。9 日に池山委員、地元推進委員が立ち会で確認してきました。事務局の説明通りです。問題ないと思います。 7 番ですが、地元の地元推進委員と池山委員と立ち会で確認しました。事務局説明通り問題ないと思います。 8 番は工場の中にある、すでに前から自分ところで管理していたところです。 9 番は、畑の真ん中で、以前から譲受人が耕作をしておったようです。これも事務局説明通り問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	1 0 番、1 1 番、お願いします。
中谷委員	1 6 番中谷です。1 月 9 日に西森委員、岡田委員、私と地元推進委員と白山の事務局で確認してまいりました。以前から受人が耕作をしていた土地でありまして何ら問題は無かろうと思います。 1 1 番ですが同じく 9 日に西森委員、岡田委員、私と地元推進委員と白山の事務局で確認してまいりました。受人は_____の代表ということで、この土地を取得して従業員と共に耕作するということです。何ら問題は無いかと思います。よろしくお願いします。

議 長 12番、お願いします。

結城委員 18番結城です。9日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。受人は土地を交換して耕作したいということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 22ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居相川町北相川_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 139㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を貸資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 稲葉町中山_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 158㎡の内0.08㎡ 外2筆、合計面積 1,265㎡の内0.26㎡。申請者 _____。

これにつきましては、申請地を10年間、営農型太陽光発電設備（一時転用）とするものです。

農地区分は、稲葉町中山_____、稲葉町中山_____につきましては第2種農地、稲葉町中山_____につきましては農用地区域内農地と判断されます。

この案件につきましては、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

番号3、地区 大井、申請地 一志町井関垣内田_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 53㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

昭和58年頃に駐車場用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬若杣_____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 204㎡ 外1筆、合計面積 682㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成6年頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、申請地 一志町片野内山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 286㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、申請地 一志町八太北大気_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 472㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

平成元年頃に駐車場用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣祢宜平_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 52㎡ 外5筆、合計面積 2,287㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成10年頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

23ページをお願いいたします。

番号8、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣祢宜平_____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 92㎡ 外4筆、合計面積 1,974㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成5年頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣祢宜平_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 512㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成元年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は6,405.26㎡で、その内訳は田が3,016.17㎡、畑が3,389.09㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。
- 田口委員 6番田口です。1月9日に諸戸部会長、野田委員、中野委員、地元推進委員4名と事務局で見て参りました。事務局の説明通り何ら問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。
- 議長 2番、お願いします。
- 野田委員 7番野田です。1月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名と久居事務局で見て参りました。営農型太陽光発電ということでございます。事務局の説明通りでございます。
- 議長 3番、4番、お願いします。
- 宮本委員 15番宮本です。3番は、場所は_____の交差点のところで、駐車場になっておるところです。
4番は同じ申請人ですけど、もうすでに山林になっていました。地元の推進委員と確認をしましたが、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
- 議長 5番、6番、お願いします。
- 池山委員 14番池山です。9日に宮本委員、地元推進委員と確認をしました。
すでに空き家になっておる物件でして、昭和38年頃に3筆の畑640㎡を相続した物件でして、駐車場にしているということでございました。問題はなかろうということです。
6番は、平成元年に建設されたところの一部分で、宅地になっております。すでにそういう状況になっておりますので、問題なかろうということです。
- 議長 7番、お願いします。
- 結城委員 18番結城です。9日に推進委員と事務局で現地を確認してまいりました。耕作するものがなくなったため、8年ほど前に植林をした。その他は20年前に植林して山林になっておりますので、この申請をしました。
8番、9番も同じ方で、土地も続いております。
8番は山林として管理をします。
9番も同じく、手がつけれんということです。以上です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西八丁山____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 999㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を自動車整備販売事業所とするものです。

許可書の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居井戸山町奥ノ谷____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 354㎡ 外1筆、合計面積 791㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町東池原____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 2,317㎡ 外1筆、合計面積 6,898㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積8,480㎡の内、パネル設置面積は、4,696㎡、パネル設置率は、55.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 新家町坂額____、登記地目・現況地目とも田、面積 935㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場・資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、申請地 久居一色町上垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 42㎡ 外3筆、合計面積 490.61㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を進入用道路・駐車場用地とするものです。

令和4年10月頃に進入路と駐車場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、申請地 庄田町若林____、登記地目・現況地目とも畑、面積 142㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

25ページをお願いいたします。

番号7、地区 栗葉、申請地 稲葉町上鴻野____、登記地目 畑、現況地目宅地、面積 244㎡の内46㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成20年頃に農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大井、申請地 一志町井生中世古____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 416㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成13年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大井、申請地 一志町井関東山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 588㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、191.4㎡、パネル設置率は、32.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川合、申請地 一志町片野中野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 462㎡ 外8筆、合計面積 4,439㎡、受人 ____、渡人 ____ 外3名。

これにつきましては、申請地を工場用地とするものです。

許可書の交付につきましては、都計法29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

26ページをお願いいたします。

番号11、地区 高岡、申請地 一志町高野柑子垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,216㎡ 外1筆、合計面積 1,238㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、432.3㎡、パネル設置率は、34.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高岡、申請地 一志町高野柑子垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 737㎡ 外2筆、合計面積 757.13㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、283㎡、パネル設置率は、37.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出____、登記地目・現況地目とも田、面積 661㎡ 外1筆、合計面積 1,130㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、441㎡、パネル設置率は、39%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出____、登記地目・現況地目とも田、面積 238㎡ 外2筆、合計面積 1,299㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、433㎡、パネル設置率は、33.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

27ページをお願いいたします。

番号15、地区 大三、申請地 白山町二本木北出前____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 1,625㎡の内162㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。
昭和50年頃に農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号16、地区 倭、申請地 白山町佐田大垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 727㎡ 外1筆、合計面積 3,130㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、1610㎡、パネル設置率は、51.4%になります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号17、地区 八ツ山、申請地 白山町山田野小山田____、登記地目・現況地目とも田、面積 565㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、287㎡、パネル設置率は、50.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 八知、申請地 美杉町八知登り____、登記地目・現況地目とも畑、面積 188㎡ 外1筆、合計面積 211㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積713㎡の内、パネル設置面積は、371.5㎡、パネル設置率は、52.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 下之川、申請地 美杉町下之川キビチ____、登記地目・現況地目とも田、面積 727㎡ 外1筆、合計面積 1,100㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、402㎡、パネル設置率は、36.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は25,336.74㎡で、その内訳は田が10,732.13㎡、畑が5,916.61㎡、その他が8,688㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から4番、お願いします。

田口委員 6番田口です。9日に行ってまいりました。諸戸部会長、野田委員、中野委員、私と推進委員4名と事務局。事務局の説明通り何の問題もないと思います。

2番について、これも9日に諸戸部会長、野田委員、中野委員、私と推進委員4名と事務局と見て参りました。

3番についても9日に見て参りました。これも事務局の説明通りでございます。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

4番について、これも9日に見て参りました。事務局の説明通り何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 5番、6番、7番、お願いします。

野田委員 7番野田です。1月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名と事務局とで見て参りました。

5番ですが、自宅兼事務所への進入路が狭小で車の進入ができないため、隣接の土地を買い取って進入路と駐車場を確保するものです。周りは人家となっておりまして農地に影響なく、事務局説明通り問題ないと思われます。

6番ですが、買主が所有する土地に挟まれた細長い土地でございます。その土地を買い取るということです。両側が倉庫になっており、今回も倉庫ということで

	隣接の土地には影響がないと思われます。事務局の説明通りでございます。問題はないものと思われます。 7番につきましては作業用の農業小屋を建てたというもので、まわりの土地にも影響がないと思われ、事務局の説明通り問題ないと思います。
議長	8番、9番、お願いします。
宮本委員	15番宮本です。9日に池山委員と事務局、地元推進委員と確認をしてきました。8番は宅地に隣接していて宅地のようにみえるのですが田であったという物件です。 9番は宅地に隣接している畑で太陽光を設置するということです。事務局の説明通り問題ないと思います。
議長	10番から14番、お願いします。
池山委員	14番池山です。9日の日に宮本委員、地元推進委員と3000㎡を超えておりますので、部会長、本庁の事務局そろって見ていただいております。_____の直ぐ下、_____から、途中で左に入ったところで、集落の南の端にあたる場所を工場用地にしたいということで、公共水道の範囲外になっておりまして、独自に設備をするということです。工場用地にしたいということでございます。事務局の説明通り問題なかろうと思います。 次の11番と12番は隣接しておりまして以前から太陽光にするという話で、すでに工事に入っているところもございまして、集約してきておる状況で、_____のすぐ西側の県道沿いの田んぼです。問題なかろうと思います。 13番、14番は隣接しておりまして、現況は田となっておりますが、事務局の説明通りでございます。
議長	15番、お願いします。
中谷委員	16番中谷です。9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局で見てまいりました。始末書も出ておりますので、問題ないかと思います。 次、16番ですけど、これも西森、中谷両委員と地元推進委員、それと面積が大きいので諸戸部会長、本庁の事務局と見てまいりました。場所は_____から200メートルほどのところですよ。一筆だけ耕作地がありまして迷惑が掛からないように話をしてまいりました。問題ないかと思いますのでよろしくお願いします。
議長	17番、お願いします。
西森委員	17番西森です。9日に中谷、西森両委員と地元推進委員、白山の事務局、行政書士というメンバーで見てまいりました。隣地が耕作をされておりますので、草刈り等気をつけてくださいとお願いしてまいりました。問題ないと思います。
議長	18番、19番、お願いします。
結城委員	18番結城です。9日に推進委員、事務局で現地を確認いたしました。18番に

については、日当たりも良く、相当な利益が見込まれるため取得したいとのことです。
19番は、これも同じく9日に現地確認をいたしました。これは、放っておくより太陽光設備にした方が環境にも良いということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 28ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 川合、申請地 一志町八太北大気____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 165㎡ 外9筆、合計面積 3,510㎡、借人 ____、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を倉庫・駐車場用地とするものです。
昭和57年頃に倉庫・駐車場用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

29ページをお願いいたします。
番号2、地区 川合、申請地 一志町八太稲葉____、登記地目 雑種地、現況地目 田、面積 57㎡ 外3筆、合計面積 997.76㎡、借人 ____、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を3年間、貸資材置場用地（一時転用）とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高岡 外、申請地 一志町日置扁アノ木____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 844㎡ 外3筆、合計面積 2,818㎡、借人 ____、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を3年間、貸資材置場用地（一時転用）とするものです。
農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は7,325.76㎡で、その内訳は田が4,720.76㎡、畑が2,548㎡、その他が57㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、2番、3番、お願いします。

池山委員 14番池山です。1番、事務局の説明通りです。
2番は_____の所、高速道路高架の下でございまして、高架の補強工事をして
いる一部分にあたるところです。次はインターチェンジの工事の資材置場に使うと
いうことです。

3番は_____を挟んだ北側で、これも高速道路の高架を挟んだ土地ですが、高
速道路工事のための資材置場になっておったものを、改めて別の工事の資材置場
にするということです。問題はないということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたらお伺いた
いと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第
4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したい
と思います。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 30ページをお願いいたします。

議案第5号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 川合、願出者 _____、対象地 一志町片野内山_____
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 314㎡ 外2筆、合計面積 640㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（昭和58年撮影）により、対象
地に昭和38年頃に住宅を建築し、現在に至ることが確認できます。

番号2、地区 家城、願出者 _____、対象地 白山町南家城南出_____
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 332㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成15年撮影）により、対象
地に昭和63年に住宅用地とし、現在に至ることが確認できます。

以上、件数は2件、合計面積は972㎡で、すべて畑でございます。

この案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。

池山委員 14番池山です。宅地になっている部分が畑のままになっておりまして非農地の証明をお願いしたいということです。

議 長 2番、お願いします。

西森委員 17番西森です。9日に中谷、西森両委員と地元推進委員と白山の事務局、行政書士のメンバーで見てまいりました。すでに空き地化しておりまして、一部は駐車場に利用しておる形です。問題ないと思われます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で92,538㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,566㎡、契約件数は37件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で55,876㎡、畑の使用貸

借で1, 892㎡、契約件数は27件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で5,413㎡、畑の使用貸借で795㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて153,827㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて8,253㎡、合計契約件数は67件、合計面積は162,080㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区28件、一志地区19件、白山地区2件、美杉地区0件で、合計49件、合計面積は128,657㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で73.1%、面積で79.3%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が2件あります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号7-1 についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮かりします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達

することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号 8－23－2 についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
次に別冊でお配りしました議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。
それでは 1 ページから 3 ページをお願いします。

件数は8件、合計面積は33,554㎡で、すべて田でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

番号4 についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

入室願います。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第1回第2農地部会を閉会します。

午後2時59分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年1月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____